

# 福島市における地域生活支援拠点等の整備について

## 1. 「福島市障がい者地域生活支援ネットワーク事業」における5つの機能について

機能	内容	整備
(1)相談	① 緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握・登録 ② 常時の連絡体制の確保 ③ 緊急時における対応 (相談・必要な支援の調整)	委託相談支援事業所(コーディネーター)による連絡・調整体制の確保
(2)緊急時の受け入れ・対応	① グループホーム(共同生活型・アパート型)による受け入れ ② 障がい程度の重い障害者のため、短期入所施設による受け入れ	ア) 年間を通じたグループホームの空床確保 イ) 短期入所施設における定員外の受け入れ体制の確保
(3)体験の機会・場	地域移行や親元からの自立に向けたグループホーム(共同生活型・アパート型)による体験	年間を通じたグループホームの空床確保
(4)専門的人材の確保・養成	① 専門的な対応ができる体制の確保 ② 専門的な対応ができる人材の育成	障害種別毎の専門性を持つ委託相談支援事業所に、コーディネーター業務を委託
(5)地域の体制づくり	地域の社会資源の連携体制の構築	福島市いきいき共生推進委員会にて協議し、地域の連携体制を構築

## 2. 「福島市障がい者地域生活支援ネットワーク事業」のイメージ図

